

○ 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。）<u>、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）</u>、法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>十三～十五 (略)</p> <p>十六 有価証券通知書 法<u>第四条第六項</u>に規定する通知書をいう。</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十一 (略)</p> <p>十二 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に規定する有価証券の売出しを除く。）<u>、同条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）</u>及び特定組織再編成交付手続（法第二条の二第五項に規定する特定組織再編成交付手続をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>十三～十五 (略)</p> <p>十六 有価証券通知書 法<u>第四条第五項</u>に規定する通知書をいう。</p> <p>十七・十八 (略)</p> <p>十九 届出仮目論見書 法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前に</p> |

前において使用するものをいう。

十九の二、十九の四（略）

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の八において同じ。）において準用する法第四条第六項の規定による通知書をいう。

十九の六、二十四（略）

二十五 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。

二十六 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

二十七 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

二十八 特定証券等情報 法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。

二十九 発行者等情報 法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の当該募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の

において使用するものをいう。

十九の二、十九の四（略）

十九の五 発行登録通知書 法第二十三条の八第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。第十八条の八において同じ。）において準用する法第四条第五項の規定による通知書をいう。

十九の六、二十四（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（届出を要しない有価証券の募集又は売出し）

第二条 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が一億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものの以外の当該募集又は売出しとする。

一 募集又は売出しに係る特定有価証券の発行価額又は売出価額の

総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項から第三項までの規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二 募集（令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同号に規定する同種の新規発行証券（同号において規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算

三〇六 （略）

（届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘）

第四条の二 発行者が特定有価証券の発行者である場合における法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなった特定有価証券の所有者（当該特定有価証券の発行者を除く。）が当該特定有価証券（同号に該当することとなった）前日から所有するものに限る。）について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合とする。

総額に、当該募集又は売出しを開始する日前一年以内に行われた募集又は売出し（法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしたもの及び当該届出前にしたものを除く。）に係る当該特定有価証券と同一の種類の特定有価証券の発行価額又は売価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集又は売出し

二 募集（令第一条の六で定める要件に該当することにより募集に該当することとなった場合に限る。）に係る有価証券の発行価額の総額に、当該有価証券の発行される日前六月以内に発行された同条に規定する同種の新規発行証券（令第一条の六において規定する同種の新規発行証券をいう。）の発行価額の総額を合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集

三〇六 （略）

（新設）

(同一種類の有価証券)

第四条の三 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である特定有価証券とする。

(新設)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲)

第四条の四 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券(法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。)で特定有価証券に該当するもの(第十一条の三第四項において「特定上場特定有価証券」という。)及び特定店頭売買有価証券(令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。)で特定有価証券に該当するもの(第十一条の三第四項において「特定店頭売買特定有価証券」という。)とする。

(新設)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認申請書の提出の手続等)

第四条の五 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券で特定有

(新設)

価証券に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければならない。

一 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類

二 申請時における当該特定有価証券の所有者の名簿の写し

2 令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した数とする。

一 内国特定有価証券 申請のあった日の属する特定期間（第二十条三条に規定する期間をいう。以下同じ。）の直前特定期間の末日及び直前特定期間の開始の前日二年以内に開始した特定期間（次号において「基準特定期間」という。）すべての末日において当該特定有価証券の所有者の名簿に記載され、又は記録されている者の数

二 外国特定有価証券 基準特定期間の末日において当該特定有価証券の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。）の有する当該特定有価証券の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十一条第二項第三号ロ及び第二十五条第四項において同じ。）を除く。）の数

3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもって記載したものではないときは、その訳文を付さなければならない。

（有価証券通知書）

第五条 法第四条第六項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ

（有価証券通知書）

第五条 法第五条第五項の規定により特定有価証券の発行者が提出する有価証券通知書は、次の各号に掲げる特定有価証券の区分に応じ

、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならぬ。

一、十六 (略)

2 (略)

3 特定有価証券に係る法第四條第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千萬元とする。

(開示が行われている場合)

第七條 法第四條第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四條第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合(当該特定有価証券の発行者が法第二十四條第五項において準用する同條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 当該特定有価証券が法第二十四條第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四條第五項において準用する同條第三項(法第二十七條にお

、当該各号に定める様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならぬ。

一、十六 (略)

2 (略)

3 特定有価証券に係る法第四條第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千萬元とする。

(開示が行われている場合)

第七條 法第四條第六項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該特定有価証券と同一の発行に係る特定有価証券について既に行われた売出し又は当該特定有価証券と同種の特定有価証券(定義府令第十二條第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該特定有価証券と同一である他の特定有価証券をいう。)について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四條第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合(当該特定有価証券の発行者が法第二十四條第五項において準用する法第二十四條第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)

二 当該特定有価証券が法第二十四條第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に掲げる有価証券に該当する場合で、法第二十四條第五項において準用する同條第三項(法第二十七條にお

いて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三（略）

2・3（略）

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（特定上場特定有価証券を除く。以下この項において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（特定店頭売買特定有価証券を除く。法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一五（略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の

いて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により当該特定有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に掲げる有価証券に該当することとなった日の属する特定期間（第二十三条に規定する期間をいう。以下同じ。）の直前特定期間に係る有価証券報告書が関東財務局長に提出されている場合

（参照方式による有価証券届出書）

第十一条の三（略）

2・3（略）

4 法第五条第五項において準用する同条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、有価証券届出書を提出しようとする者が、本邦の金融商品取引所に上場されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「上場投資証券」という。）又は認可金融商品取引業協会（法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）に店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）として登録されている内国投資証券若しくは外国投資証券（以下この項において「店頭登録投資証券」という。）を発行しており、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一五（略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の

特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ホ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする

特記事項)

第十五条の二 法第十三条第二項第一号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ホ (略)

二 届出仮目論見書

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十五条の三 法第十三条第二項第一号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする

|                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>。</p> <p>一 届出目論見書 次に掲げる事項</p> <p>イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 届出仮目論見書 次に掲げる事項</p> <p>イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>2 (略)</p> | <p>(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)</p> <p>第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 届出目論見書 次に掲げる事項</p> <p>イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 届出仮目論見書 次に掲げる事項</p> |
| <p>。</p> <p>一 届出目論見書</p> <p>イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 届出仮目論見書</p> <p>イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>2 (略)</p>                     | <p>(届出を要する有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)</p> <p>第十六条の二 法第十三条第二項第二号イ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 届出目論見書</p> <p>イ 当該届出目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨</p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>二 届出仮目論見書</p>                   |

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ・ハ (略)

2  
(略)

(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

2  
(略)

イ 当該届出仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ・ハ (略)

2  
(略)

(既に開示された有価証券に係る請求があつたときに交付しなければならぬ目論見書の特記事項)

第十六条の三 法第十三条第二項第二号ロ(2)(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

2  
(略)

(発行登録通知書の記載内容等)

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項の規定により提出する発行登録通知書は、内国投資証券の発行者にあっては第二十三号様式、外国投資証券の発行者にあっては第二十四号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

2 4 (略)

5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十九条の二 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

一 取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。)において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等(法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)を行う場合  
当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

二 店頭売買有価証券市場(法第六十七条第二項に規定する店頭売

(発行登録通知書の記載内容等)

第十八条の八 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項の規定により提出する発行登録通知書は、内国投資証券の発行者にあっては第二十三号様式、外国投資証券の発行者にあっては第二十四号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

2 4 (略)

5 法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項ただし書に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

(新設)

買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法

三 前二号に掲げる場合以外の場合 自ら、又は他の者に委託して行う方法

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。

二 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。

三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十一条の三又は令第一条の八の二第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の三に規定する条件が付されている場合には、その内容

四 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該特定有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

3 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券が特定投資家向け特定有価証券に該当すること。

二 当該特定投資家向け特定有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。

三 当該有価証券交付勧誘等が第四条の二に掲げる場合に該当するものとして行われる場合には、その旨

四 当該特定投資家向け特定有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る特定有価証券について既に行われた特定投資家向け取

得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該特定有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧誘（法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 三 （略）

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

（少人数向け勧誘等に係る告知の内容等）

第二十条 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該特定有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧誘（法第二十三条の十三第三項に規定する少人数向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 三 （略）

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

ハ (略)

3ゝ8 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項各号に

掲げる有価証券の発行者である内国特定有価証券の発行者が同条第五項において準用する同条第一項本文に規定する承認を受けようとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を、財務局長等に提出しなければならない。

第二十一条 (略)

2 特定有価証券に係る法第二十三条の十四第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一・二 (略)

三 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該特定有価証券を買い付けた者がその買い付けた特定有価証券を金融商品取引業者又は非居住者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第二十五条第四項において同じ。)に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合(イに掲げる場合を除く。)

ハ (略)

3ゝ8 (略)

(新設)

|   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一 | 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けようとする期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 二 | 当該有価証券報告書に係る特定期間終了の日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 三 | 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 四 | 第三項の承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 2 | 前項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 一 | 定款、約款若しくは規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 二 | 前項第三号に規定する理由を証する書面                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 3 | <p>財務局長等は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該内国特定有価証券の発行者が、やむを得ない理由により有価証券報告書を当該内国特定有価証券に係る特定期間経過後三月以内（当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後三月以内（直前特定期間内に係る有価証券報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する理由について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの特定期間に係る有価証券報告書</p> |

について、承認をするものとする。

4 前項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、前項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

(外国特定有価証券の発行者における有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条の二 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第二十四条 法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国特定有価証券の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国特定有価証券の発行者の本国の法令又は慣行に関する事項

(新設)

2 (略)

3 第一項に規定する承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一〇三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、有価証券報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後六月以内（当該特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後六月以内（直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務

一〇三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（新設）

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国特定有価証券の発行者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書を当該外国特定有価証券に係る特定期間経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後六月以内（直前特定期間に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の外国特定有価証券の発行者が毎特定期間経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に

局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

6 第四項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項に掲げる事項を記載した書面が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提

掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

(新設)

6 第三項及び前項に掲げる書類が日本語によつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならぬ。

(有価証券報告書の提出を要しない場合)

第二十六条 法第二十四条第五項において準用する同条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同条第五項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない者の発行する特定有価証券が同項第三号に掲げる有価証券に該当することとなつた場合で、次のいずれかに掲げるときとする。

一 (略)

二 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出

出された届出書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。次号において同じ。）が掲げられているとき。

三 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文、第二項本文又は第三項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、財務諸表及び財務書類が掲げられていないとき。

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

書に、当該届出書が提出された日の属する特定期間の直前特定期間に係る財務諸表（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この号において「財務諸表等規則」という。）第一条第一項に規定する財務諸表をいう。次号において同じ。）又は財務書類（財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務書類のうち外国会社が提出するものをいう。次号において同じ。）が掲げられているとき。

三 当該特定有価証券がその募集又は売出しにつき法第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受けることにより、法第五条第五項において準用する同条第一項の規定により提出された届出書に、財務諸表及び財務書類が掲げられていないとき。

（外国会社報告書の提出期限の承認の手続等）

第二十七条の四 法第二十四条第八項の規定により外国会社報告書を提出しようとする報告書提出外国会社が令第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一・二 （略）

三 当該外国会社報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国会社の本国の法令又は慣行に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

五 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国会社報告書を外国特定有価証券に係る特定期間経過後四月以内（当該特定期間に係る外国会社報告書の提出に關して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後四月以内（直前特定期間に係る外国会社報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から

（新設）

2 (略)

3 第一項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 三 (略)

四 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

（新設）

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書を外国特定有価証券に係る特定期間経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する特定期間（その日が特定期間開始後四月以内（直前特定期間に係る外国会社報告書の提出に關して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前特定期間）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係

当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する特定期間の直前特定期間までの各特定期間に係る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の報告書提出外国会社が毎特定期間経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

6 第四項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があった場合には、関東財務局長は、第四項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（承認申請書等の提出先）

第三十条 令第四条の二第二項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書及び法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類は、関東財務局長に提出しなければならない。

る外国会社報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認は、同項の報告書提出外国会社が毎特定期間経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容である場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 （略）

（新設）

6 第三項各号に掲げる書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語によって記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（承認申請書等の提出先）

第三十条 令第四条の二第二項において準用する令第四条第一項の規定による承認申請書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類及び法第二十五条第六項に規定する書類は、関東財務局長に提

|                                                                                                        |                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>出しなければならない。</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の三 (略)</p> | <p>出なければならない。</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならぬ書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第三十二条の三 (略)</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|